

## 永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する 意見書

民主党の小沢前幹事長は、在日韓国人ら永住外国人への地方参政権付与の法案成立を目指していることを表明しており、懸念するところである。

政治は、世界中どの国においても、その国の国民が参加して決定すべきものであるということは言うまでもない。外国人に参政権を与えると、内政干渉が起こったり、国が乗っ取られたりする危険があるからである。そこまで至らなくとも、いざとなれば帰るべき母国を持つ人々に対し、国家、国民の命運を決定する参政権を与えることは、自国民に対して大変無責任な行為といえる。

先進8カ国（G8）を見ても、ロシアを除いて永住外国人に参政権を付与している国はない。統合を目指すEU加盟諸国が、域内の他の国民に参政権を与えるという特殊な例があるだけである。

韓国では、2005年7月に在韓永住外国人に地方参政権を与えたが、そもそも韓国の永住権を得るためには、高収入があることなど厳しい条件があり、実際に韓国で参政権を与えられている外国人は一握りである。日本人で韓国の地方参政権を得ている人はきわめて少なく50人程度にしか過ぎない。

一方、日本で永住外国人に地方参政権が得られることとなった場合、対象となる在日韓国人だけでも、70万人以上いる。決して、相互主義が成立する条件にない。

戦後、GHQは在日韓国人・朝鮮人の帰国を手厚く支援し、日本政府はすべての希望者に帰国のための無料の船便を提供した。戦前の移送計画によって渡日した人は戦後帰国を優先されている。現在日本にいる在日の方々は、この時、自らの意思で外国人として日本に残ることを望み、帰国を拒否した方たちとその子孫がほとんどで

ある。したがって、「日本政府により日本に強制連行されて日本在住を強制されたから特別に参政権を付与すべき」などという主張は通用しない。

税金とは、警察、医療などの各種公共サービスを受けることに対して徴収されるものであり、参政権とは全く関係ない。また、納税額や性別の区別なくすべての国民に平等に選挙権が与えられるという普通選挙制度において、納税によって参政権が与えられるという発想は合致しない。

よって、納税をしているから永住外国人に参政権を付与すべきという考えは筋違いである。

国籍法は、第4条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定しており、永住外国人が憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものである。

その国の政治に関与したいならば、その国の国籍を取得してその国の人になるというのが、国際的な常識である。

日本国憲法は、第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙する」と規定しており、さらに、同項中の「住民」の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は、「住民とは・・・日本国民を意味する者・・・」としていることから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは明確な憲法違反である。

よって、国に対して以下の項目を強く要請する。

#### 記

- 1 永住外国人への地方参政権付与を法制化しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 2 2 年 6 月 2 4 日

深谷市議会議長 仲 田 稔

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	菅 直 人 様
内 閣 官 房 長 官	仙 谷 由 人 様
内閣府特命担当大臣 (国家戦略担当)	荒 井 聰 様
総 務 大 臣	原 口 一 博 様
法 務 大 臣	千 葉 景 子 様
外 務 大 臣	岡 田 克 也 様